

甲府市公共施設等総合管理計画

【資料編】

令和4年7月改訂版

甲府市

目次

計画策定体制及び策定経過	1
1.1. 計画策定体制	1
(1) 庁内検討会議	1
(2) 検討委員会	1
(3) 総合管理計画策定経過	12
(4) 再配置計画策定経過	13
1.2. 市民意識	14
(1) 市民アンケート	14
(2) 市民ワークショップ	16
2. 対象施設一覧	18
2.1. 施設保有量（延床面積）の推移	18
2.2. 施設別延床面積	18
(1) 市民文化系施設	18
(2) 社会教育系施設	19
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	19
(4) 産業系施設	19
(5) 市民文化系施設	20
(6) 子育て支援施設	21
(7) 保健・福祉系施設	22
(8) 医療施設	22
(9) 行政系施設	22
(10) 公営住宅	24
(11) 公園	25
(12) 供給処理施設	25
(13) その他施設	26
3. これまでの取組み	27
3.1. 再配置実績	27
3.2. 類型別面積の推移	28
3.3. 有形固定資産減価償却率の推移	29

計画策定体制及び策定経過

1.1. 計画策定体制

(1) 庁内検討会議

全庁的な取組により、意識の向上と情報の共有化を図るため、庁内組織である甲府市公共施設等マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置しました。

(2) 検討委員会

本計画等の策定にあたり、専門的見地や一般市民等の立場から幅広い意見を求めるため、甲府市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

各組織の役割と構成

本計画の策定と、公共施設等マネジメントの推進を円滑かつ効率的に実施するため、次の組織等を設置しました。

組 織		役 割	構 成
庁内	甲府市公共施設等 マネジメント会議	○公共施設等マネジメントの推進 ○資産の総括管理及び総合調整 ○計画内容の協議・検討 ○計画の承認	副市長 部長級職員
	甲府市資産利活用 推進委員会	○公共施設等の再配置に係る個別方針 審議及び策定	副市長 部長級職員
	幹事会及びワーキンググループ	○個別方針の協議・検討及び以下の事項に関する専門的な調査 ○公共施設等の現状や課題の把握 ○その他公共施設等の管理に必要な事項の検討	関連部局 職員
甲府市公共施設等 総合管理計画検討委員会		○計画内容について専門的見地・一般市民等の立場から意見を聴取	学識経験者 各種団体代表等
甲府市公共施設 再配置計画検討委員会		○計画内容について専門的見地及び一般市民等の立場から意見を聴取	学識経験者 各種団体代表等

甲府市公共施設等マネジメント会議設置要綱

平成26年5月19日
企 第 2 号

(設置)

第1 甲府市における公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地（以下「公共施設等」という。）の全体最適を図るため、庁内横断的な総合調整を行う甲府市公共施設等マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有財産 甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月7日規則第3号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 建物 庁舎、事務所等の公共施設及びその従物をいう。
- (3) インフラ資産 道路、橋りょう、河川、農道、林道、上水道施設及び下水道施設及びその従物をいう。
- (4) 土地 前(2)及び(3)以外の不動産及びその従物をいう。
- (5) 再配置 複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ることをいう。
- (6) 公共施設等マネジメント 市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る取組みをいう。

(所掌事項)

第3 マネジメント会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等マネジメントの実施及び推進に関すること。
- (2) PPP/PFI事業の実施及び推進に関すること。
- (3) 甲府市公共施設等総合管理計画及びその他関連計画の進行管理に関すること。
- (4) その他公共施設等マネジメントの実施及び推進に必要な事項。

(組織等)

第4 マネジメント会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 マネジメント会議に議長及び副議長を置き、議長は企画財務部を担当する副市長をもって充て、副議長は行政経営部を担当する副市長をもって充てる。
- 3 議長は、マネジメント会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第5 マネジメント会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(資産利活用推進委員会)

第6 公共施設等の利活用(取得、処分を含む)及びPPP/PFI事業の導入に必要な審議、検討等を円滑かつ適切に行うため、甲府市資産利活用推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、審議、検討等の結果をマネジメント会議に報告しなければならない。

3 委員会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7 マネジメント会議の事務局は企画財務部企画財務総室財産活用課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

両副市長、危機管理監、行政経営部長、企画財務部長、税務統括監、市民部長、福祉保健部長、保健衛生監、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり部長、リニア交通政策監、病院事務局長、議会局長、教育部長、上下水道局業務部長、上下水道局工務部長、広域行政事務組合事務局長、消防長、ごみ処理施設事務組合事務局長
--

甲府市資産利活用推進委員会設置要綱

平成29年4月21日

総第1号

(設置)

第1 甲府市公共施設等マネジメント会議設置要綱(平成26年5月19日企第2号以下「マネジメント会議設置要綱」という。)第6により、資産の利活用(取得、処分を含む)及びPPP/PFI事業の導入に必要な審議、検討等を円滑かつ適切に行うため、甲府市資産利活用推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、資産とはマネジメント会議設置要綱第1に規定する公共施設等のことをいう。

2 この要綱において、低未利用資産とは、本市が保有している資産で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本来の行政目的に沿って利用されていない資産
- (2) 用途廃止を予定し、又は決定している資産
- (3) 十分な利活用が見込まれない資産

(所掌事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 資産の利活用に関する事項

ア 資産の効率的かつ効果的な利活用の推進に関する事項

イ 低未利用資産等の利活用及び処分に係る個別方針(以下「個別方針」という。)の策定に関する事項

ウ 低未利用資産のうち、個別方針を策定する資産の選定に関する事項

エ 資産の取得に関する事項

オ その他資産の利活用を図るうえで必要な事項

(2) PPP/PFI事業の導入に関する事項

ア 効率的かつ効果的な導入の推進に関する事項

イ 導入に係る事業手法、事業内容及び事業者選定等に関する事項

ウ その他PPP/PFI事業の導入を図るうえで必要な事項

(個別方針に定める基本事項)

第4 委員会は、次に掲げる事項について個別方針を策定し、市長及び甲府市公共施設等マネジメント会議に報告しなければならない。

(1) 資産の利活用に関する事項

ア 保有継続、売却処分、貸付け等の利活用の方向性に関する事項

イ 保有を継続する場合の利活用方法に関する事項

ウ 貸付けする場合の貸付方法に関する事項

- エ 売却する場合の処分方法に関する事項
- オ 随意契約による処分の可否及び相手先に関する事項
- カ その他資産の利活用を図るうえで必要な事項

(2) PPP／PFI事業の導入に関する事項

- ア PPP／PFI事業の導入に係る事業手法、事業内容及び事業者選定等に関する事項
- イ その他PPP／PFI事業の導入を図るうえで必要な事項

(組織)

第5 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、企画財務部を担当する副市長をもって充て、副委員長は行政経営部を担当する副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、別表第1に掲げる者のほか、必要と認める職員を委員として加えることができる。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7 第3に掲げる事項に関する専門的な調査研究を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、調査研究の結果を個別方針案としてまとめ、委員長に報告しなければならない。
- 3 幹事長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会の構成員は、幹事長が指名する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。

(ワーキンググループ)

第8 幹事長が必要と認めるときは、期間を定めてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 グループ長は、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 グループ員は、グループ長が指名する。
- 4 WGの会議は、グループ長が招集する。

(議案の提出)

第9 部長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議要請書（別記様式）に資料を添えて委員長に提出しなければならない。

- (1) 低未利用資産が生じたとき

- (2) 資産を取得しようとするとき
- (3) PPP／PFI事業の優先的検討を行うとき
- (4) その他委員会の審議を受けるべき事項があるとき
(事務局)

第10 委員会、幹事会及びWGの事務局は、企画財務部企画財務総室財産活用課に置く。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月21日から施行する。
(甲府市幼稚園跡地利用検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 甲府市幼稚園跡地利用検討委員会設置要綱(平成12年5月31日企第5号)は、廃止する。
(甲府市小学校施設等跡地活用庁内検討委員会設置要綱の廃止)
- 3 甲府市小学校施設等跡地活用庁内検討委員会設置要綱(平成17年2月4日企第4号)は、廃止する。
(甲府市土地利用調整会議設置要綱の一部改正)
- 4 甲府市土地利用調整会議設置要綱(平成18年6月15日企第3号)は、一部改正する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(甲府市PFI等検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 甲府市PFI等検討委員会設置要綱(平成29年3月28日企第9号)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5関係)

両副市長、行政経営部長、企画財務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、まちづくり部長、案件に係る部長

甲府市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

平成27年4月24日

企 第 1 号

(設置)

第1 甲府市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に当たり、有識者等から幅広い意見を求めることを目的として、甲府市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 総合管理計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合管理計画の策定に関し必要な事項

(組織等)

第3 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は企画部企画財政室行政改革課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

甲府市公共施設等総合管理計画検討委員会 委員名簿

(任期 平成 27 年 6 月 25 日～平成 28 年 3 月 31 日)

No.	区 分	氏 名	備 考
1	学 識 経 験 者	込 山 芳 行	山梨学院大学教授
2	学 識 経 験 者	佐々木 邦 明	山梨大学教授
3	有 識 者	松 野 範 子	(社) 山梨県建築士協会 女性部長 一級建築士
4	有 識 者	佐 野 和 朗	甲府市自治会連合会 副会長
5	有 識 者	田 中 利 江	甲府市小中学校 P T A 連 合会事務局長

甲府市公共施設再配置計画検討委員会設置要綱

平成28年11月22日
企 第 7 号

(設置)

第1 (仮称)甲府市公共施設再配置計画(以下「再配置計画」という。)の策定にあたり、有識者等から幅広い意見を求めることを目的として、甲府市公共施設再配置計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 再配置計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、再配置計画の策定に関し必要な事項

(組織等)

第3 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は総務部契約管財室財産活用課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

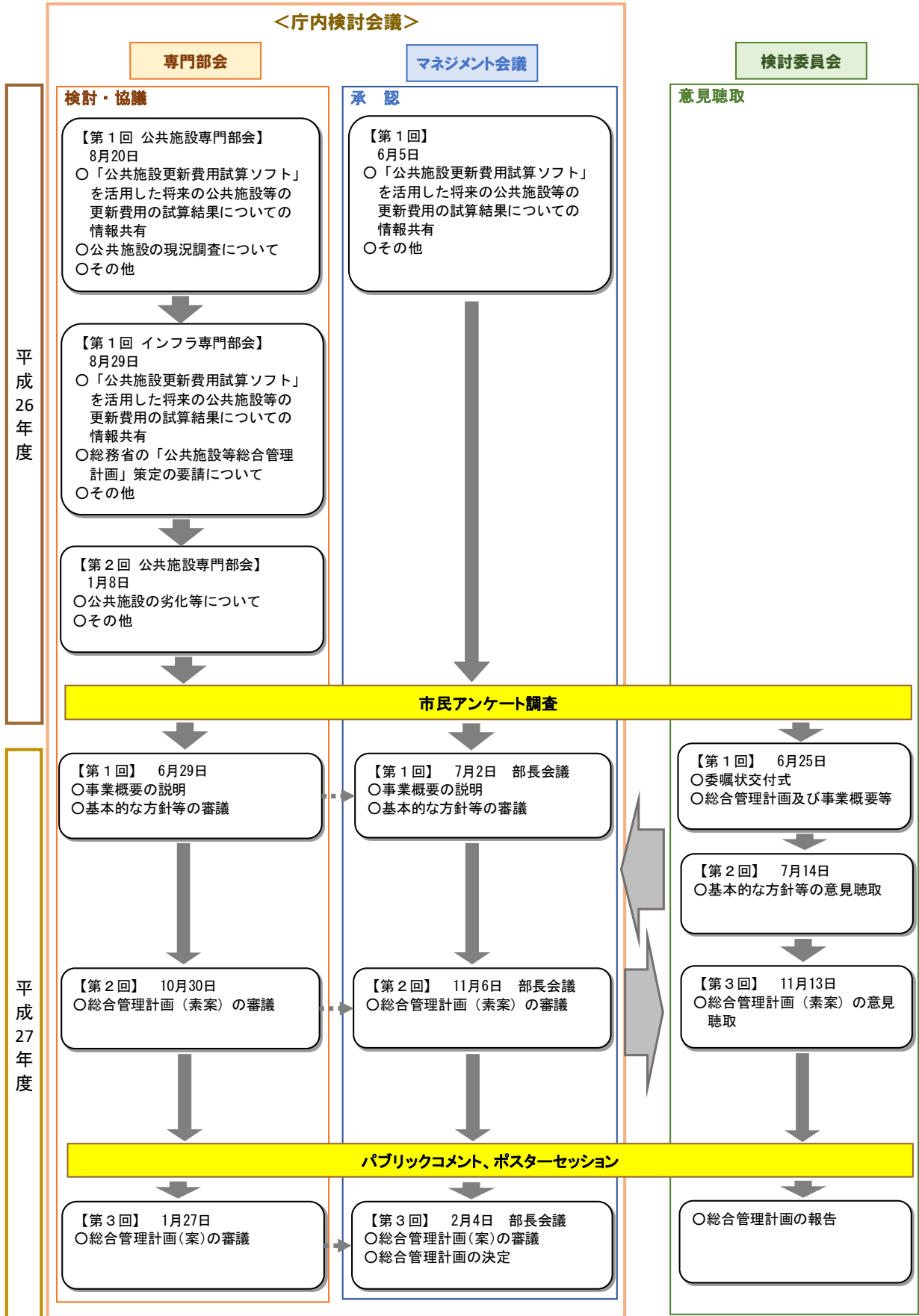
この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

甲府市公共施設再配置計画検討委員会委員名簿

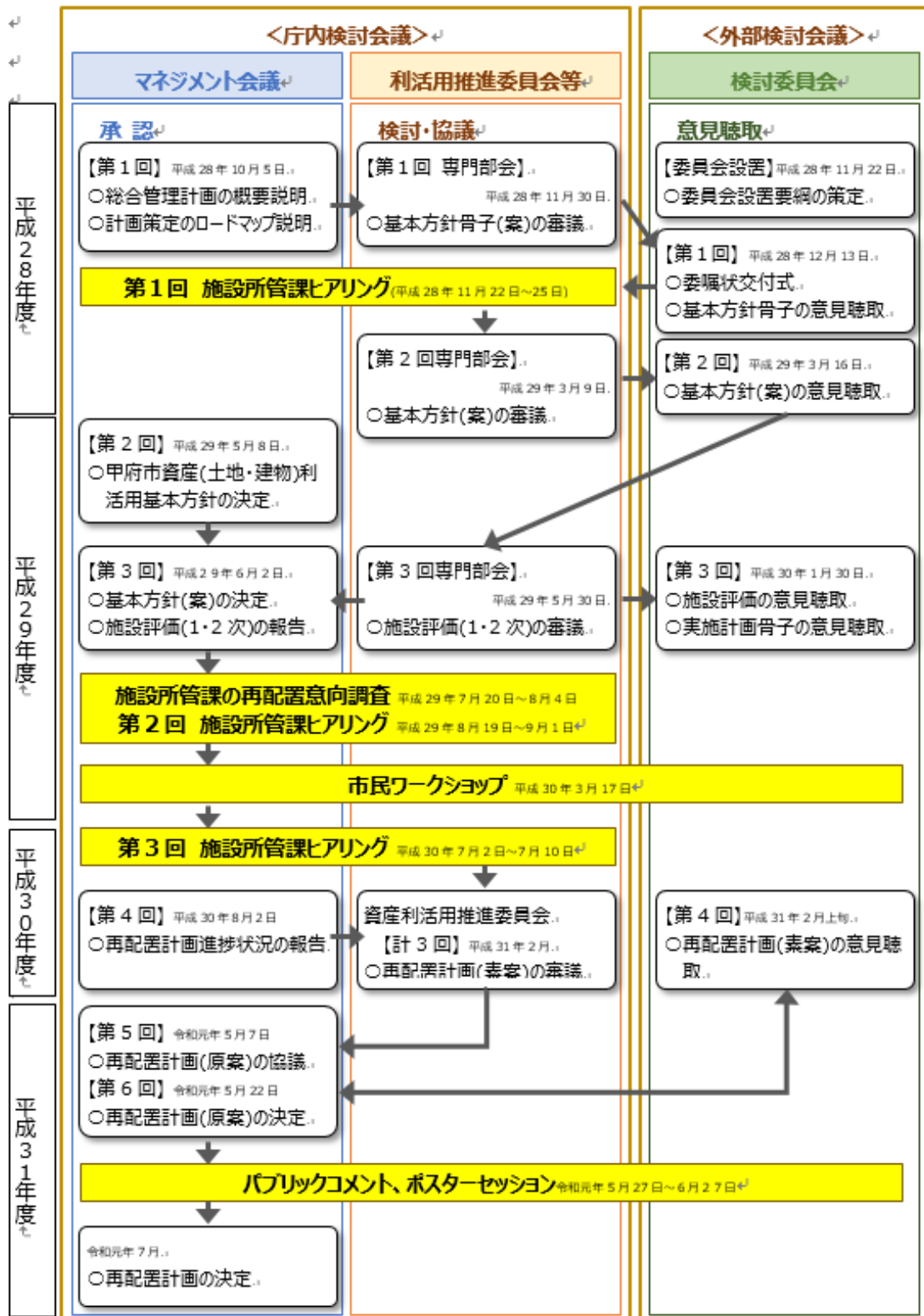
(任期 平成 28 年 12 月 13 日～平成 31 年 3 月 31 日)

役職	区分	種別	氏名	所属団体等	所属団体等の役職
委員長	学識 経験者	元 大学教授	込山 芳行 こみやま よしゆき	—	元山梨学院大学 特任教授
委員	学識 経験者	大学教授	佐々木 邦明 ささき くにあき	早稲田大学	教授
委員	有識者	一級 建築士	松野 範子 まつの のりこ	(社)山梨 県 建築士会	女性部 部長
委員	有識者	市民代表	興石 修 こしいし おさむ	甲府市 自治会連合 会	理事
委員	有識者	市民代表	石原 初江 いしはら はつえ (任期:H28.12.13～ H29.5.20)	甲府市 小中学校 PTA連合 会	会長
			佐野 誠 さの まこと (任期:H29.5.21～ H31.3.31)		会長
委員	有識者	民間代表	中田 裕久 なかだ ひろひさ (任期:H28.12.13～ H30.7.31)	公益財団法 人 山梨総合 研究所	調査研究部長
			村田 俊也 むらた しゅんや (任期:H30.8.1～ H31.3.31)		専務理事
委員	有識者	民間代表	雨宮 清弘 あめみや きよひろ	株式会社 山梨中央銀 行	公務・地域創生室 室長

(3) 総合管理計画策定経過



(4) 再配置計画策定経過



1.2. 市民意識

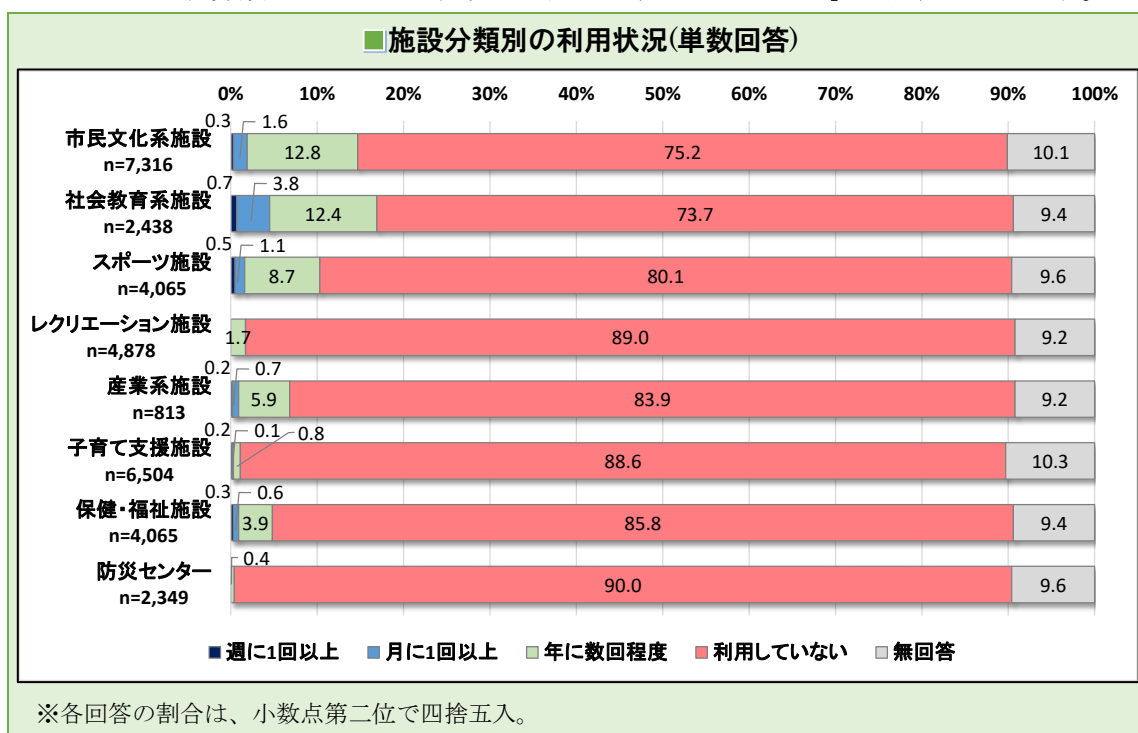
(1) 市民アンケート

本市が保有する公共施設について、市民の利用状況や満足度を把握するとともに、今後の公共施設の維持管理及び運営のあり方等について、意見を把握することを目的に、総合管理計画策定時に市民アンケート調査を実施しました。

調査は、住民基本台帳より、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に行い、内813名の方に回答いただきました。(回答率40.7%)

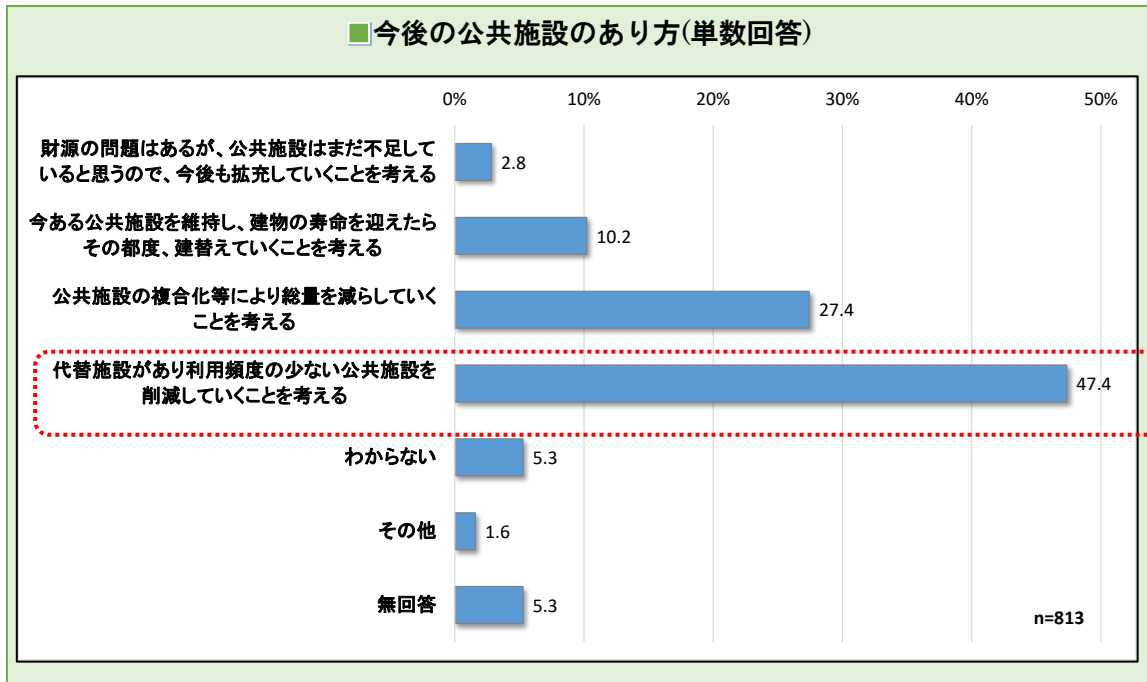
①公共施設の利用状況

どの施設分類においても7割以上の方が「利用していない」と回答しています。



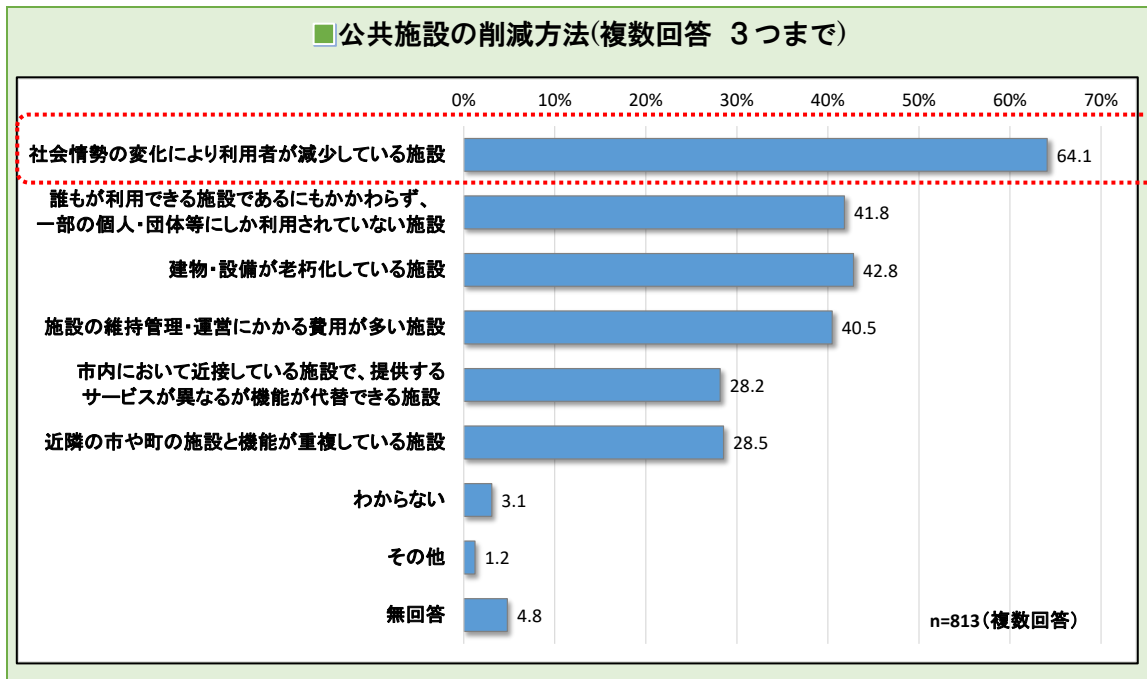
②今後の公共施設の整備や維持管理及び運営のあり方

約半数近い人が「代替施設があり利用頻度の少ない公共施設を削減していくことを考える」と回答しています。



③公共施設の削減方法

6割以上の方が「社会情勢の変化により利用者が減少している施設」の削減を優先すると回答しています。



(2) 市民ワークショップ

本市で進めている公共施設等マネジメントの取組みを周知するとともに、市民目線から見た、今後の公共施設のあり方と再配置に関する意見を聴取することを目的に市民ワークショップを開催しました。

①実施内容

本市の公共施設の内、市民が利用する代表的な 15 分類について、公共施設の再配置等に関する意見交換を行いました。

②施設分類ごとの再配置に関する主な意見

分類	主な意見
市民センター	○他の施設と複合化して、もっと多くのサービスを受けられるようにしたほうが良い。 ○マイナンバーカードを普及させて、窓口業務の集約を図ったほうが良い。
地域公民館 悠遊館	○地域住民活動の核となる施設であるので、最小限の配置は必要である。 ○地域住民の集まりの場となっているので、お年寄りなどのためにも、集約はせず分散させ長寿命化を図ったほうが良い。
市民会館	○駐車場も限られていることから、交通ネットワークの充実を図ったほうが良い。 ○民間に入ってもらい、カフェなど利用率を上げる仕組みを作るべきである。
図書館	○民間の力を借りて、カフェ併設など行政ではできないサービスを提供してほしい。 ○民間委託した方が、高齢者や子供のニーズに合ったサービスを提供できるのではないかな。
博物館等	○利用者数が少ないという理由で採算が取れないなら、廃止すべきである。 ○博物館は歴史を残しておく意味でも必要である。
スポーツ広場 等	○防災的観点から地区に空地は必要である。複合化で利便性を高めるのが良い。 ○市だけが負担を請け負うのは大変であり、他の市町村からも集まる憩いの場でもあるため、広域連携を行っていくべきである。
キャンプ場	○レジャーなどで利用する施設であるので、民間のノウハウを活用するなどしたほうが良い。

分類	主な意見
	○山場にあるので、夏場しか利用できないという点で、もっと減らしても良い。
勤労会館	○総合市民会館など、他の施設に集約できないか。
小学校 中学校	○距離が近い小中学校もあるので集約できるのではないか。ただし、集約しすぎると避難場所がなくなるデメリットもある。 ○地区の核となる施設であり、存続させてほしい。長寿命化して多目的に利用することも可能ではないか。
保育所	○民間の保育所の数の方が多く、民間に任せられる。また、民間の方が共稼ぎに合った効率的な運営ができる。 ○保育所が足りないので隣町との連携も必要。広域化して、働いている所と近い保育所に入れることができれば楽になる。
児童館・ 児童センター	○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○午前中は高齢者が利用するなど、時間で分けて活用できないか。
幼児教育 センター	○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○親（利用者）としては、似た施設が集まっている方が良い。 ○利用者も少なくあまり有効に活用されていない。また、スマホが普及して相談はネットでできるので廃止も考えられる。残す必要性があれば、民間委託を考える。
放課後 児童クラブ	○子育て施設は複合化して一緒にできないか。 ○午前は高齢者、午後は子どもが使うといった活用が考えられる。 ○学校内で空教室を貸していただくと良い。 ○スペースに限界がある。複合施設にしてスペースを確保する。
老人福祉 センター	○市民センターと複合化、もしくは民間に任せられる。 ○利用者のことを熟知しているようなデイサービスの民間施設と連携している方が、高齢者にとって良いのではないか。
市庁舎・支所	○支所は、支所機能は残して他の機能を集約化する。ただし、上九一色支所はコンビニ交付といっても、近くにコンビニがない。 ○本庁舎は、パスポート申請など、県との協力又は連携ができるのではないか。 ○スペース不足については、複合化するなどして、外部の使えるスペースを活用していく。

2. 対象施設一覧

2.1. 施設保有量（延床面積）の推移

年 度	延床面積 (㎡)	増減 (㎡)
平成27年度	630,729.53	-
平成28年度	626,666.07	△4,063.46
平成29年度	620,692.17	△5,973.90
平成30年度	621,176.39	484.22
令和元年度	609,291.47	△11,884.92
令和2年度	608,028.79	△1,262.68
令和3年度	603,330.84	△4,697.95

2.2. 施設別延床面積

(1) 市民文化系施設

分類 施設名	延床面積(㎡)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
伊勢悠遊館	299.41	299.41	0.00
羽黒悠遊館	321.00	321.00	0.00
玉諸悠遊館	260.00	260.00	0.00
甲府市西部市民センター (甲府市役所池田窓口センター・甲府市西部児童センター併設)	1,770.17	1,770.17	0.00
甲府市総合市民会館 (甲府市役所青沼窓口センター併設)	13,439.91	13,439.91	0.00
甲府市中央部市民センター	982.05	982.05	0.00
甲府市中道交流センター (中道公民館)	490.54	490.54	0.00
甲府市東部市民センター (甲府市役所東部窓口センター併設)	1,982.96	1,982.96	0.00
甲府市南西部市民センター (甲府市役所国母窓口センター併設)	1,709.40	1,709.40	0.00
甲府市南部市民センター (甲府市役所山城窓口センター併設)	2,084.29	2,084.29	0.00
甲府市北東部市民センター (甲府市役所武田窓口センター併設)	1,199.00	1,209.05	10.05
甲府市北部市民センター (甲府市役所湯村窓口センター併設)	1,945.03	1,945.03	0.00
貢川悠遊館	297.23	297.23	0.00
住吉悠遊館	298.70	298.70	0.00
清和公会堂	151.23	151.23	0.00
石田悠遊館	539.99	539.99	0.00
千塚市民会館	90.10	90.10	0.00
相川悠遊館	304.71	304.71	0.00
大國悠遊館	297.49	297.49	0.00
大里悠遊館 (甲府市役所大里窓口センター併設)	322.57	322.57	0.00
池田市民会館	134.79	134.79	0.00
朝日悠遊館	256.75	256.75	0.00

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
湯田悠遊館	357.72	357.72	0.00
美里団地コミュニティセンター	104.04	104.04	0.00
百南自治会館	204.38	204.38	0.00
富士川悠遊館	816.30	816.30	0.00
北部悠遊館 (甲府市役所千代田連絡所併設)	384.65	384.65	0.00
里垣悠遊館	325.25	325.25	0.00
01 市民文化系施設 計	31,691.92	31,701.97	10.05

(2) 社会教育系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
御岳窯	66.10	66.10	0.00
甲府市御岳文芸座	588.00	588.00	0.00
甲府市社会教育センター	1,839.00	0.00	△ 1,839.00
甲府市藤村記念館	389.12	389.12	0.00
甲府市武田氏館跡歴史館 (旧堀田家住宅)	401.61	885.83	484.22
甲府市立図書館	5,142.55	5,142.55	0.00
民俗資料館	204.60	204.60	0.00
02 社会教育系施設計	8,630.98	7,276.20	△ 1,354.78

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市マウントピア黒平	767.93	767.93	0.00
甲府市右左口の里	727.52	727.52	0.00
甲府市古関・梯スポーツ公園広場	74.00	0.00	△ 74.00
甲府市市民いこの里	289.78	289.78	0.00
甲府市寺川グリーン公園	172.38	172.38	0.00
甲府市青葉スポーツ広場	350.79	350.79	0.00
甲府市中道スポーツ広場	1,211.32	1,211.32	0.00
甲府市東下条スポーツ広場	132.50	132.50	0.00
甲府市緑が丘スポーツ公園	2,853.44	2,853.44	0.00
森林浴広場	50.44	50.44	0.00
創作の森おびな (旧堂の山青少年キャンプ場)	222.07	375.70	153.63
南庁舎多目的広場	35.02	35.02	0.00
03 スポーツ・レクリエーション系施設	6887.19	6,966.82	79.63

(4) 産業系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
下小河原用水井戸	2.40	2.40	0.00
牛の宮下堰	4.68	4.68	0.00
牛の宮上堰	4.75	4.75	0.00
甲府市観光案内所・バスセンター	0.00	186.75	186.75

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市勤労者福祉センター	1,424.58	1,424.58	0.00
甲府市建設部公園緑地課落合圃場	224.40	224.40	0.00
甲府市帯那山高原牧場	22.84	22.84	0.00
甲府市中道交流センター (風土記の丘農産物直売所)	1,044.88	1,044.88	0.00
甲府市農業センター	2,244.79	2,244.79	0.00
甲府市農業センター小曲試験圃場	73.50	73.50	0.00
貢川十二代堰	12.42	12.42	0.00
住吉第一堰	8.68	8.68	0.00
住吉第二堰	18.14	18.14	0.00
住吉用水井戸 No.2	2.40	0.00	△ 2.40
十郎川排水機場	72.00	72.00	0.00
小曲圃場管理棟	71.96	71.96	0.00
小瀬堰	7.50	7.50	0.00
上九ふれあい農産物直売所	178.10	178.10	0.00
上曾根揚水機場	29.86	29.86	0.00
上町用水井戸 No.1	3.04	3.04	0.00
上町用水井戸 No.2	2.40	2.40	0.00
西下条堰	11.52	11.52	0.00
西下条揚水ポンプ	9.92	9.92	0.00
大円川排水機場	70.00	70.00	0.00
中・下今井堰	9.54	9.54	0.00
中条堰	7.95	7.95	0.00
農用地管理施設	40.58	40.58	0.00
柏排水機場	240.00	240.00	0.00
蛭沢川大町揚水ポンプ	8.90	8.90	0.00
流川取水堰	8.28	8.28	0.00
04 産業系施設	5,860.01	6,044.36	184.35

(5) 市民文化系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市教育研修所	1,281.17	1,281.17	0.00
甲府市教育指導研究センター	487.19	0.00	△ 487.19
甲府市立伊勢小学校	6,277.00	6,277.00	0.00
甲府市立羽黒小学校	6,008.00	6,155.18	147.18
甲府市立玉諸小学校	6,370.00	6,370.00	0.00
甲府市立甲運小学校	5,003.00	5,003.00	0.00
甲府市立甲府商科専門学校	3,201.47	3,201.47	0.00
甲府市立甲府商業高等学校	17,202.99	17,202.99	0.00
甲府市立貢川小学校	5,548.00	5,668.00	120.00
甲府市立国母小学校	6,375.00	6,206.00	△ 169.00
甲府市立山城小学校	8,325.00	8,564.00	239.00
甲府市立上条中学校	6,935.00	6,935.00	0.00
甲府市立城南中学校	8,429.00	8,679.00	250.00
甲府市立新紺屋小学校	4,784.00	4,784.00	0.00
甲府市立新田小学校	5,368.00	5,368.00	0.00
甲府市立西中学校	8,667.00	8,633.00	△ 34.00
甲府市立石田小学校	6,552.00	6,552.00	0.00
甲府市立千代田小学校	1,904.00	1,904.00	0.00

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	計画時策定時
甲府市立千塚小学校	5,997.00	5,997.00	0.00
甲府市立善誘館小学校	4,450.00	4,450.00	0.00
甲府市立相川小学校	5,873.00	5,860.00	△ 13.00
甲府市立大国小学校	6,691.00	6,691.00	0.00
甲府市立大里小学校	7,141.00	7,141.00	0.00
甲府市立池田小学校	6,557.00	6,557.00	0.00
甲府市立中道南小学校	3,676.00	3,676.00	0.00
甲府市立中道北小学校	3,947.00	4,086.07	139.07
甲府市立朝日小学校	5,331.00	5,331.00	0.00
甲府市立笛南中学校	5,353.00	5,353.00	0.00
甲府市立東小学校	5,998.00	5,985.00	△ 13.00
甲府市立東中学校	8,151.00	8,151.00	0.00
甲府市立湯田小学校	5,708.00	5,708.00	0.00
甲府市立南西中学校	7,183.00	7,183.00	0.00
甲府市立南中学校	8,318.00	8,318.00	0.00
甲府市立富竹中学校	7,482.00	7,482.00	0.00
甲府市立舞鶴小学校	5,274.00	5,286.00	12.00
甲府市立北新小学校	4,274.00	4,339.00	65.00
甲府市立北西中学校	6,809.00	6,809.00	0.00
甲府市立北中学校	8,108.00	8,108.00	0.00
甲府市立北東中学校	7,948.00	7,948.00	0.00
甲府市立里垣小学校	5,468.00	5,468.00	0.00
05 学校教育系施設 計	244,454.82	244,710.88	256.06

(6) 子育て支援施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
伊勢小放課後児童クラブ	62.30	62.30	0.00
羽黒小放課後児童クラブ	137.00	137.00	0.00
玉諸小放課後児童クラブ	240.00	240.00	0.00
甲運小放課後児童クラブ	117.58	117.58	0.00
甲府市玉諸保育所	572.35	572.35	0.00
甲府市甲運第1保育所	630.81	630.81	0.00
甲府市甲運第2保育所	480.50	480.50	0.00
甲府市上九一色保育所	228.50	228.50	0.00
甲府市西部児童センター (池田小放課後児童クラブ併設)	305.61	305.61	0.00
甲府市石田児童館 (石田小放課後児童クラブ併設)	236.00	236.00	0.00
甲府市中央部幼児教育センター	485.00	485.00	0.00
甲府市中央保育所	1,596.86	1,596.86	0.00
甲府市中道南児童館 (中道南小放課後児童クラブ併設)	329.54	329.54	0.00
甲府市中道保育所	702.06	702.06	0.00
甲府市中道北児童館 (中道北小放課後児童クラブ併設)	674.38	674.38	0.00
甲府市朝気児童館 (善誘館小放課後児童クラブ併設)	270.00	270.00	0.00
甲府市北新児童センター (北新小放課後児童クラブ併設)	310.01	310.01	0.00

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	計画時策定時
甲府市北新保育所	985.50	1,127.00	141.50
甲府市北部幼児教育センター	464.24	464.24	0.00
貢川小放課後児童クラブ	70.68	70.68	0.00
山城小放課後児童クラブ	326.60	326.60	0.00
千塚小放課後児童クラブ	60.00	60.00	0.00
大國小放課後児童クラブ	164.35	164.35	0.00
大里小放課後児童クラブ	172.00	172.00	0.00
朝日小放課後児童クラブ	80.86	80.86	0.00
舞鶴小放課後児童クラブ	67.50	67.50	0.00
里垣小放課後児童クラブ	71.50	71.50	0.00
06 子育て支援施設 計	9,841.73	9,983.23	141.50

(7) 保健・福祉系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市まちなか健やかサロン	254.10	0.00	△ 254.10
甲府市玉諸福祉センター	1,700.00	1,724.05	24.05
甲府市健康の杜センター	1,792.69	1,792.69	0.00
甲府市古閑・梯子いきいきプラザ	139.94	139.94	0.00
甲府市光風寮	1,682.61	0.00	△ 1,682.61
甲府市貢川福祉センター	1,878.40	1,878.40	0.00
甲府市山宮福祉センター	1,715.69	1,715.69	0.00
甲府市障害者センター	2,814.00	2,814.00	0.00
甲府市上九の湯ふれあいセンター	1,968.47	1,968.47	0.00
甲府市上曽根いきいきプラザ	184.67	184.67	0.00
甲府市相生福祉センター	1,633.91	1,633.91	0.00
甲府市相川福祉センター	2,063.59	2,063.59	0.00
保健センター（甲府市健康支援センター）	488.96	488.96	0.00
07 保健・福祉系施設 計	18,317.03	16,404.37	△ 1,912.66

(8) 医療施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市地域医療センター	3,230.30	3,230.30	0.00
市立甲府病院	30,340.39	30,340.39	0.00
08 医療施設 計	33,570.69	33,570.69	0.00

(9) 行政系施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
きのご栽培小屋	12.96	12.96	0.00
伊勢水防倉庫	24.16	23.40	△ 0.76
羽黒水防倉庫	38.90	38.90	0.00
下飯田防災拠点	0.00	181.66	181.66
器材置場(旧相川市民会館)	198.81	198.81	0.00
旧甲府精進湖有料道路管理事務所	633.80	633.80	0.00

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
旧南庁舎	4,919.58	4,919.58	0.00
甲府市環境センター	22,032.65	6,104.43	△ 15,928.22
甲府市国母教育プラザ	247.88	247.88	0.00
甲府市消防団伊勢分団本部拠点施設	0.00	81.27	81.27
甲府市消防団羽黒分団本部	38.20	38.20	0.00
甲府市消防団宮本分団本部	49.61	49.61	0.00
甲府市消防団玉諸分団本部	50.00	50.00	0.00
甲府市消防団穴切分団本部	82.75	82.75	0.00
甲府市消防団甲運分団本部拠点施設	0.00	111.60	111.60
甲府市消防団貢川分団第1部	26.64	26.64	0.00
甲府市消防団貢川分団本部	93.73	93.73	0.00
甲府市消防団国母分団本部	41.00	41.00	0.00
甲府市消防団山城分団第2部	48.90	48.90	0.00
甲府市消防団山城分団第4部	45.00	45.00	0.00
甲府市消防団山城分団第5部	40.90	40.90	0.00
甲府市消防団山城分団本部 (旧山城甲文館)	322.00	322.00	0.00
甲府市消防団春日分団本部	69.42	69.42	0.00
甲府市消防団新紺屋分団本部	69.35	69.35	0.00
甲府市消防団千代田分団本部	84.45	84.45	0.00
甲府市消防団千塚分団湯村部 (旧中央消防署湯村出張所)	84.95	84.95	0.00
甲府市消防団千塚分団本部	101.75	101.75	0.00
甲府市消防団相生分団本部	82.81	82.81	0.00
甲府市消防団相川分団本部	106.67	106.67	0.00
甲府市消防団大里分団本部	50.00	50.00	0.00
甲府市消防団塚美分団本部	68.00	68.00	0.00
甲府市消防団池田分団本部	68.00	68.00	0.00
甲府市消防団朝日分団本部	191.50	191.50	0.00
甲府市消防団東分団青葉部	17.93	17.93	0.00
甲府市消防団東分団本部	74.53	74.53	0.00
甲府市消防団湯田分団本部	63.80	63.80	0.00
甲府市消防団能泉分団本部	23.80	23.80	0.00
甲府市消防団白井分団車庫	34.50	34.50	0.00
甲府市消防団富士川分団本部	79.35	79.35	0.00
甲府市消防団北新分団本部	31.50	78.80	47.30
甲府市消防団里垣分団第3部	54.60	54.60	0.00
甲府市消防団里垣分団本部	45.40	45.40	0.00
甲府市上下水道局	3,437.99	3,437.99	0.00
甲府市西部コミュニティ防災センター	302.43	302.43	0.00
甲府市南東部コミュニティ防災センター	199.20	199.20	0.00
甲府市補修センター	1,025.31	259.74	△ 765.57
甲府市北部コミュニティ防災センター	597.81	597.81	0.00
甲府市役所宮本連絡所	181.15	181.15	0.00
甲府市役所上九一色出張所	428.84	428.84	0.00
甲府市役所西庁舎	4,819.35	4,819.35	0.00
甲府市役所中道支所	317.30	317.30	0.00
甲府市役所南庁舎(旧相生小学校)	4,060.46	4,765.26	704.80
甲府市役所南庁舎別館 (旧自治研修センター)	1,156.71	1,156.71	0.00
甲府市役所能泉連絡所	132.40	132.40	0.00

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市役所本庁舎	27,979.59	27,979.59	0.00
高成造林小屋	46.83	46.83	0.00
合併浄化槽管理棟	55.20	55.20	0.00
山宮甲文館	167.40	0.00	△ 167.40
市有林管理事務所	51.03	51.03	0.00
住吉水防倉庫	16.04	15.60	△ 0.44
上九一色水防倉庫	27.80	69.80	42.00
城東水防倉庫	18.56	10.60	△ 7.96
倉庫・書庫 (旧上九一色小学校)	2,001.00	2,001.00	0.00
倉庫・書庫 (旧上九一色村役場倉庫)	448.58	448.58	0.00
造林資機材倉庫①	12.96	12.96	0.00
造林資機材倉庫②	16.20	16.20	0.00
造林資機材倉庫③	12.96	12.96	0.00
濁川水防倉庫	38.90	38.90	0.00
中小河原水防倉庫	38.90	38.90	0.00
中道水防倉庫	33.00	61.90	28.90
長松寺水防倉庫	14.60	14.60	0.00
東部防災倉庫	101.20	101.20	0.00
南西部防災倉庫	101.20	72.30	△ 28.90
農業集落排水施設管理棟	194.96	194.96	0.00
北部防災倉庫	101.75	101.75	0.00
09 行政系施設 計	78,487.39	62,785.67	△ 15,701.72

(10) 公営住宅

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
むつみ荘	7,371.00	0.00	△ 7,371.00
宮塚団地	3,533.00	3,533.00	0.00
警察公舎	92.56	0.00	△ 92.56
古上条住宅	670.00	0.00	△ 670.00
後屋第一住宅	676.60	0.00	△ 676.60
後屋第二住宅	677.00	0.00	△ 677.00
後屋団地	17,986.70	17,986.70	0.00
荒川団地	11,011.00	10,927.50	△ 83.50
山城南団地	4,231.34	4,231.34	0.00
上九一色定住促進住宅	712.95	712.95	0.00
上町住宅	4,205.41	4,205.41	0.00
城南団地	4,483.20	4,483.20	0.00
善光寺団地	6,888.00	6,888.00	0.00
大里住宅	3,252.69	3,252.69	0.00
大里南団地	5,607.10	5,607.10	0.00
大里北団地	8,369.00	8,369.00	0.00
朝日住宅	106.00	0.00	△ 106.00
東下条住宅	2,383.39	2,383.39	0.00
東河原疎開住宅	28.00	28.05	0.05
南西第二団地	7,396.90	7,396.90	0.00
南西団地	10,612.94	10,612.94	0.00
北新団地	10,343.76	14,730.38	4,386.62
里吉団地	34,070.00	34,070.00	0.00
10 公営住宅 計	144,708.54	139,418.55	△ 5,289.99

(11) 公園

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
しらい公園	148.59	148.59	0.00
橘公園	7.20	7.20	0.00
宮前町チビッコ広場	3.00	3.00	0.00
玉諸公園	17.20	17.20	0.00
窪中島公園	6.88	6.88	0.00
古府中町 1 号公園	25.38	25.38	0.00
古府中町 2 号公園	19.30	19.30	0.00
甲府駅北口多目的広場	52.08	52.08	0.00
甲府市歴史公園	99.71	99.71	0.00
高畑チビッコ広場	4.00	4.00	0.00
国母南公園	14.90	14.90	0.00
住吉チビッコ広場	3.00	3.00	0.00
住吉区画整理 2 号公園	27.54	27.54	0.00
住吉区画整理 3 号公園	5.30	5.30	0.00
住吉区画整理 4 号公園	55.66	55.66	0.00
城東一丁目チビッコ広場	5.64	5.64	0.00
水宮公園	9.03	9.03	0.00
西青沼公園	7.20	7.20	0.00
千塚チビッコ広場	3.00	3.00	0.00
千塚公園	69.99	69.99	0.00
大津公園	18.00	18.00	0.00
大里さくら公園	13.30	13.30	0.00
大里円満寺公園	6.88	6.88	0.00
池田公園	84.00	84.00	0.00
朝気ふれあい公園	22.05	22.05	0.00
朝日公園	7.20	7.20	0.00
徳行公園	8.80	8.80	0.00
南西土地区画整理 1 号公園	6.00	6.00	0.00
南西土地区画整理 2 号公園	6.42	6.42	0.00
南西土地区画整理 3 号公園	6.00	6.00	0.00
二十人町公園	12.96	12.96	0.00
堀之内南公園	119.13	119.13	0.00
堀之内北公園	29.36	29.36	0.00
遊亀公園 (遊亀公園附属動物園)	748.15	748.15	0.00
和戸藤建チビッコ広場	2.00	2.00	0.00
11 公園 計	1,674.85	1,674.85	0.00

(12) 供給処理施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
甲府市一般廃棄物最終処分場	143.30	143.30	0.00
甲府市衛生センター	3,601.25	1,800.63	△ 1,800.62
甲府市焼却灰処分地	410.73	410.73	0.00
甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場	376.31	376.31	0.00
大里第一団地地域し尿処理施設	130.00	130.00	0.00
12 供給処理施設 計	4,661.59	2,860.97	△ 1,800.62

(13) その他施設

分類 施設名	延床面積(m ²)		
	計画策定時	R03 年度末	増減
あずまや	7.29	7.29	0.00
甲府市つつしが崎霊園	127.67	127.67	0.00
甲府市リサイクルプラザ	3,081.73	3,081.73	0.00
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場	1,216.12	1,216.12	0.00
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場	1,236.92	1,236.92	0.00
甲府市斎場	1,865.66	1,865.66	0.00
甲府市地方卸売市場	34,262.24	32,291.83	△ 1,970.41
高成公衆便所	17.50	0.00	△ 17.50
昇仙峡滝上(青雲荘前)公衆便所	22.60	0.00	△ 22.60
千代田湖公衆便所(新橋前)	29.90	29.90	0.00
千代田湖公衆便所(千和前)	14.66	14.66	0.00
天神森公衆便所	37.30	37.30	0.00
夢の松島公衆便所	23.20	23.20	0.00
13 その他 計	41,942.79	39,932.28	△ 2,010.51

3. これまでの取組み

3.1. 再配置実績

施設保有量の最適化への取り組みとして、個別施設の状況に応じて統合や集約化、複合化、廃止等を進めてきました。

統合・集約化・複合化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市まちなか健やかサロン【H28】 ○ 甲府市補修センター【R1】
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市社会教育センター【H28】 ○ 甲府市地方卸売市場【H28】 ○ 朝日住宅【H29】 ○ 古上条住宅【R2】 ○ 後屋第二住宅【R2】 ○ 警察公舎【R2】 ○ 甲府市古関・梯スポーツ公園広場【R2】 ○ 高成公衆便所【R2】 ○ 住吉用水井戸No.2【R2】 ○ 昇仙峡滝上（青雲荘前）公衆便所【R3】 ○ 後屋第一住宅【R3】 ○ 甲府市教育指導研究センター【R3】 ○ 山宮甲文館【R3】
適正規模で更新	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南西部防災倉庫【H29】 ○ 甲府市役所南庁舎（保健支援センター）【H29】 ○ 創作の森おびな（旧堂の山青少年キャンプ場）【H29】 ○ むつみ荘【H29】 ○ 甲府市武田氏館跡歴史館（旧堀田家住宅）【H30】 ○ 甲府市玉諸福祉センター【R1】 ○ 北新団地（C棟）【R1】 ○ 甲府市立中道北小学校【R3】
広域連携化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市環境センター（ごみ焼却施設等）【R1】 ○ 甲府市衛生センター【R3】
民間移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市光風寮【R3】
新築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲府市消防団伊勢分団本部拠点施設【H29】 ○ 甲府市観光案内所・バスセンター【H29】 ○ 下飯田防災拠点倉庫【R1】 ○ 甲府市消防団甲運分団本部拠点施設【R2】

3.2. 類型別面積の推移

延床面積(㎡)

	H25	H27	H28	H29
01 市民文化系施設	30,420.85	31,691.92	31,691.92	31,701.97
02 社会教育系施設	8,228.02	8,630.98	6,791.98	6,791.98
03 スポーツ・レクリエーション系施設	6,843.17	6,887.19	6,887.19	7,040.82
04 産業系施設	4,357.95	5,860.01	5,860.01	6,046.76
05 学校教育系施設	242,127.10	244,454.82	244,454.82	244,933.82
06 子育て支援施設	9,841.73	9,841.73	9,841.73	9,841.73
07 保健・福祉系施設	16,032.23	18,317.03	18,062.93	18,062.93
08 医療施設	33,485.54	33,570.69	33,570.69	33,570.69
09 行政系施設	77,757.45	78,487.39	78,487.39	79,244.56
10 公営住宅	142,262.25	144,708.54	144,708.59	137,148.09
11 公園	1,721.93	1,674.85	1,674.85	1,674.85
12 供給処理施設	4,661.59	4,661.59	4,661.59	4,661.59
13 その他	40,657.11	41,942.79	39,972.38	39,972.38
総計	618,396.92	630,729.53	626,666.07	620,692.17

	H30	R01	R02	R03
01 市民文化系施設	31,701.97	31,701.97	31,701.97	31,701.97
02 社会教育系施設	7,276.20	7,276.20	7,276.20	7,276.20
03 スポーツ・レクリエーション系施設	7,040.82	7,040.82	6,966.82	6,966.82
04 産業系施設	6,046.76	6,046.76	6,044.36	6,044.36
05 学校教育系施設	244,933.82	244,899.82	245,059.00	244,710.88
06 子育て支援施設	9,841.73	9,983.23	9,983.23	9,983.23
07 保健・福祉系施設	18,062.93	18,086.98	18,086.98	16,404.37
08 医療施設	33,570.69	33,570.69	33,570.69	33,570.69
09 行政系施設	79,244.56	62,841.47	62,953.07	62,785.67
10 公営住宅	137,148.09	141,534.71	140,095.15	139,418.55
11 公園	1,674.85	1,674.85	1,674.85	1,674.85
12 供給処理施設	4,661.59	4,661.59	4,661.59	2,860.97
13 その他	39,972.38	39,972.38	39,954.88	39,932.28
総計	621,176.39	609,291.47	608,028.79	603,330.84

3.3. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、地方公会計の財務諸表を用いた指標で、建物等の取得価格に対する減価償却の割合を算出することにより、耐用年数に対して減価償却がどの程度経過しているかを全体として把握することができる比率です。

有形固定資産減価償却率（建物等）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
54.92%	56.15%	56.85%	57.93%	59.02%	60.05%

【算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産(建物)合計} + \text{減価償却累計額}}$$